

亀山市職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月30日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市規則第11号

亀山市職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

亀山市職員の管理職手当に関する規則（平成17年亀山市規則第22号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号を削り、同条第3号を同条第2号とし、同条第4号を同条第3号とし、同条第5号を同条第4号とし、同条第6号中「亀山市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（平成17年亀山市規則第18号。以下「規則」という。）別表第1のア6級の項に掲げる職務を行う」を「条例第4条第2項の表6級の項第2号の困難な業務を分掌する」に改め、同号を同条第5号とし、同条第7号を同条第6号とし、同条第8号から第11号までを削る。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

（亀山市職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部改正）

2 亀山市職員の管理職員特別勤務手当に関する規則（平成17年亀山市規則第23号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中「第5号」を「第4号」に改め、「及び第8号」を削り、同項第2号中「同項第6号、第9号及び第10号」を「管理職手当規則第2条第5号」に改め、同項第3号中「同項第7号及び第11号」を「管理職手当規則第2条第6号」に改める。

第3条第1項第1号中「第5号」を「第4号」に改め、「及び第8号」を削り、同項第2号中「同項第6号、第9号及び第10

号」を「管理職手当規則第2条第5号」に改め、同項第3号中「同項第7号及び第11号」を「管理職手当規則第2条第6号」に改める。